

副本

令和2年(ワ)第10851号 損害賠償請求事件

原告 今井 光郎 ほか2名

被告 国

被告第1準備書面

令和3年4月14日

大阪地方裁判所第9民事部合議1C係 御中

被告指定代理人

山崎 岳 志



中村 直 樹



新井 さおり



(目次)

第1	請求の原因に対する認否	3
第2	事案の概要	11
第3	事実経過等	12
1	別件事件の概要等	12
2	別件事件の審理の経過等	12
(1)	平成30年3月8日(第10回口頭弁論期日)	12
(2)	平成30年5月17日(第11回口頭弁論期日)	13
(3)	平成30年8月2日(第12回口頭弁論期日)	13
(4)	平成30年11月1日(第13回口頭弁論期日)以降の口頭弁論期日	14
第4	被告の主張	14
1	国賠法1条1項の「違法」の意義	14
2	本件要請及び本件措置等に国賠法1条1項の違法がないこと	15
(1)	はじめに	15
(2)	庁舎管理権及びこれに基づく規制について	15
(3)	法廷警察権及びこれに基づく規制について	17
(4)	本件要請及び本件措置等が違法でないこと	17
第5	結語	19

被告は、本準備書面において、訴状の請求の原因に対する認否をし（後記第1）、事案の概要（後記第2）及び事実経過等（後記第3）を述べた上、被告の主張（後記第4）を明らかにする。

第1 請求の原因に対する認否

請求の原因において原告らが主張する事実について必要と認める範囲で認否する。

1 「第1 当事者」について

第1段落は認め、第2段落は不知。

2 「第2 概要」について

(1) 「すなわち、」から始まる段落

大阪地方裁判所堺支部（以下「大阪地裁堺支部」という。）平成27年（ワ）第1061号損害賠償請求事件（以下「別件事件」という。）において、裁判長が、平成30年11月1日の第13回口頭弁論期日以降、各口頭弁論期日において、法廷警察権に基づき、同事件の当事者及び代理人弁護士のほか、抽選の結果、傍聴できることとなった者が実際に法廷に入ろうとするに際して、メッセージ性のあるバッジ等を取り外さなければ、法廷への入廷を認めないとの措置を執ったこと、及び、令和元年10月31日の第16回口頭弁論期日において原告今井光郎（以下「原告今井」という。）の当事者本人尋問（別件事件の被告としての当事者本人尋問）が実施されたことは認め、裁判長が、平成30年5月17日の第11回口頭弁論期日以降、ブルーボンバッジを取り外さなければ、傍聴券の抽選を認めないとの措置を執ったことは否認し、第11回口頭弁論期日以降、各口頭弁論期日において、原告南木隆治（以下「原告南木」という。）及び同黒田裕樹（以下「原告黒田」という。）が傍聴したことは不知。

なお、同年5月17日の第11回口頭弁論期日及び同年8月2日の第12

回口頭弁論期日に際し、大阪地裁堺支部長は、裁判所職員を通じて、別件事の当事者、代理人弁護士及び傍聴希望者らに対し、大阪地裁堺支部敷地内においてはメッセージ性のあるバッジ等を取り外すよう要請したが、同要請は、裁判長の法廷警察権に基づくものではなく、大阪地裁堺支部長の庁舎管理権に基づく要請である。

(2) 「別件事の」から始まる段落

別件事の判決言渡しが令和2年7月2日にされたこと、中垣内健治裁判官（以下、同事件の裁判長の立場にある同人を指すときは「中垣内裁判長」という。）が同年1月30日の同事件の口頭弁論終結まで大阪地裁堺支部に勤務しており、同事件の判決言渡し時点では転勤していたこと、森木田邦裕裁判官（以下、裁判長の立場にある同人を指すときは「森木田裁判長」という。）が同事件の判決の代読を行ったこと、同事件の判決言渡しの口頭弁論期日に際し、森木田裁判長が、同事件の当事者及び代理人弁護士のほか、抽選の結果、傍聴できることとなった者が実際に法廷に入ろうとするに際して、ブルーリボンバッジを含むメッセージ性のあるバッジ等を取り外さなければ入廷を認めないとの措置を執ったこと、ブルーリボンバッジを着用していた者が同事件の法廷に入廷する際は同バッジを取り外して入廷したこと、同事件の第一審判決が同事件の原告の被告らに対する請求をいずれも一部認容するものであったこと、同事件の当事者双方が控訴したことは認め、原告南木が、令和2年7月2日の同事件の判決言渡しに際し、法廷警察権の行使がされないよう懇願したことは不知。

3 「第3 違憲、違法な訴訟指揮による不法行為」について

(1) 「1 平成30年5月17日以前」について

ア 「平成29年12月14日の」から「傍聴していた。」まで
認める。

イ 「裁判所が」から「はずすこととなった。」まで

別件事件の平成30年3月8日の第10回口頭弁論期日において、原告南木が缶バッジを着用して別件事件の法廷に入廷しようとしたこと、大阪地裁堺支部長が、裁判所職員を通じ、同事件の傍聴希望者らに対し、同支部敷地内においてはメッセージ性のあるバッジ等を取り外すよう要請したこと、同事件の原告又は被告らの支援者と思われる者が双方とも缶バッジを取り外したことは認め、その余は不知。

なお、前記2(1)のとおり、前記要請は、中垣内裁判長の法廷警察権に基づいてされたものではなく、大阪地裁堺支部長の庁舎管理権に基づいてされたものである。

ウ 「ただし、」から「口頭弁論期日からである。」まで

平成30年3月8日、別件事件の法廷内に缶バッジをつけたまま入廷した傍聴者がいたことは不知、大阪地裁堺支部長が、裁判所職員を通じ、同事件の同年5月17日の第11回口頭弁論期日及び同年8月2日の第12回口頭弁論期日に、同事件の当事者、代理人弁護士及び傍聴希望者らに対し、メッセージ性のあるバッジ等を取り外すように要請したことは認める。

なお、前記要請は、同年3月8日から行われたものであり、中垣内裁判長の法廷警察権に基づいてされたものではなく、大阪地裁堺支部長の庁舎管理権に基づいてされたものである。

(2) 「2 平成30年5月17日（口頭弁論期日）」について

ア 「ところが、」から「なされた。」まで

平成30年5月17日に別件事件の第11回口頭弁論期日が開かれたこと、同期日の開廷前に、大阪地裁堺支部敷地内において、同事件の原告（以下「別件原告」という。）の支援者と思われる者が、同事件の被告ら（以下「別件被告ら」という。）の支援者と思われる者に対し、同人らが着用していたブルーリボンバッジを取り外すよう求めるなどするいさかいが生じたことは認め、その余は不知。

イ 「その時両者の」から「発端であった。」まで

裁判所職員が、傍聴券抽選会場において、庁舎管理権者である大阪地裁堺支部長の指示を仰いだところ、同支部長が、裁判所職員に対し、ブルーリボンバッジも別件事件との関係でメッセージ性のあるバッジ等に含まれることから、取り外しを要請するよう指示を行い、裁判所職員が、ブルーリボンバッジを着用していた別件被告らの支援者と思われる者に対し、ブルーリボンバッジを取り外すよう要請したことは認める。

ウ 「原告南木らとともに」から「ブルーリボンバッジをはずした。」まで

別件事件の傍聴券の抽選に並んでいた者が、裁判所職員に対し、前記イの要請の真偽につき確認したところ、裁判所職員が前記イの要請を再度行ったこと、ブルーリボンバッジを着用していた者が同事件の法廷に入廷する際に同バッジを取り外して入廷したことは認め、その余は不知。

なお、前記のとおり、前記要請は、中垣内裁判長の法廷警察権に基づいてされたものではなく、大阪地裁堺支部長の庁舎管理権に基づいてされたものである。

エ 「平成30年5月17日以降は」から「変わることはなかった。」まで

別件事件の第11回口頭弁論期日の平成30年5月17日及び第12回口頭弁論期日の同年8月2日に、大阪地裁堺支部長が、裁判所職員を通じ、同事件の当事者、代理人弁護士及び傍聴希望者らに対し、メッセージ性のあるバッジ等の取り外しを要請したことは認め、第13回口頭弁論期日の同年11月1日以降、各口頭弁論期日当日に、大阪地裁堺支部長が、同様の要請をしたことは否認する。なお、前記要請は、大阪地裁堺支部長の庁舎管理権に基づいてされたものである。

また、別件事件に関し、同年11月1日の第13回口頭弁論期日以降、各口頭弁論期日に、裁判長が、同事件の当事者及び代理人弁護士のほか、抽選の結果、傍聴できることとなった者が実際に法廷に入ろうとするに際

して、メッセージ性のあるバッジ等を取り外さなければ入廷を認めないとの措置を執ったことは認め、同年5月17日の第11回口頭弁論期日及び同年8月2日の第12回口頭弁論期日に、裁判長が、同様の措置を執ったことは否認する。なお、前記措置は、中垣内裁判長（令和2年1月30日の第16回口頭弁論期日まで）又は森木田裁判長（同年7月2日の第17回口頭弁論期日）の法廷警察権に基づいてされたものである。

(3) 「3 平成30年8月2日（口頭弁論期日）」について

別件事件に関し、平成30年8月1日、大阪地裁堺支部の裁判所書記官が、中垣内裁判長の法廷警察権に基づき、別件被告らの各代理人弁護士を通じて、別件被告ら、代理人弁護士及び来庁する支援者らに対し、同月2日の第12回口頭弁論期日において、メッセージ性のあるバッジ等の着用を控えるよう要請したこと（なお、前記裁判所書記官は、別件原告の代理人弁護士に対しても同様の要請を行った。）、同期日当日、大阪地裁堺支部長が、裁判所職員を通じ、同事件の当事者、代理人弁護士及び傍聴希望者らに対し、同支部敷地内においてはメッセージ性のあるバッジ等を取り外すよう要請したことは認め、これらの要請について、裁判所から「『命令』がなされ」たこと及び「命じられた」ことは否認し、その余は不知。

なお、同月2日の第12回口頭弁論期日当日の要請は、大阪地裁堺支部長の庁舎管理権に基づくものである。

(4) 「4 平成30年11月1日（口頭弁論期日）」について

中垣内裁判長が、平成30年11月1日の第13回口頭弁論期日以降、各口頭弁論期日ごとに、事前に、法廷警察権に基づき、別件原告の代理人弁護士及び別件被告らの各代理人弁護士を通じて、同事件の当事者、代理人弁護士及び傍聴希望者らに対し、メッセージ性のあるバッジ等の着用を控えるよう要請するとともに、期日当日に、同事件の当事者及び代理人弁護士のほか、抽選の結果、傍聴できることとなった者が実際に法廷に入ろうとするに際し

て、前記バッジ等を取り外さなければ入廷を認めないとの措置を執ったことは認め、その余は不知。

- (5) 「5 令和元年5月16日（口頭弁論期日）」及び「6 令和元年7月12日（口頭弁論期日）」について

いずれも認める。ただし、第15回口頭弁論期日は、令和元年7月12日ではなく、同月18日が正しい。

- (6) 「7 令和元年10月31日（口頭弁論期日、証拠調期日）」について
ア 「原告今井（」から「言われた。」まで

令和元年10月31日の第16回口頭弁論期日において原告今井の当事者本人尋問（別件事件の被告としての当事者本人尋問）が実施されたこと、この実施に先立ち、裁判所職員が、中垣内裁判長の法廷警察権に基づき、原告今井に対し、ブルーリボンバッジを取り外すよう要請したことは認め、その余は不知。

- イ 「原告今井は、」から「理解できなかった。」まで
不知。

- ウ 「そこで原告今井は」から「呼んでほしいと言った。」まで
認める。

- エ 「その裁判所職員は」から「と告げた。」まで
認める。

- オ 「原告今井は」から「ブルーリボンバッジをはずした。」まで
原告今井がブルーリボンバッジを取り外したことは認め、その余は不知。

- カ 「なぜブルーリボンバッジを」から「一切しなかった。」まで
認める。

- (7) 「8 令和2年1月30日（口頭弁論期日）」について
認める。

- (8) 「9 令和2年7月2日（判決言渡期日）」について

ア 「7月2日の判決の日に」から始まる段落

森木田裁判長が、令和2年7月2日の第17回口頭弁論期日において、法廷警察権に基づき、別件事件の当事者及び代理人弁護士のほか、抽選の結果、傍聴できることとなった者が実際に法廷に入ろうとするに際して、ブルーリボンバッジを含むメッセージ性のあるバッジ等を取り外さなければ入廷を認めないとの措置を執ったことは認める。

イ 「ブルーリボンバッジは」から始まる段落

多くの閣僚や政務三役その他与野党問わず多数の国会議員がブルーリボンバッジを着用していることは認め、これらの国会議員が常に着用していること、多数の国民が着用していることは不知。

ウ 「このバッジは、」から始まる段落

ブルーリボンバッジが拉致被害者の救出を求める国民運動の象徴であることは認める。

エ 「特に、」から始まる段落及び「これは裁判所による」から始まる段落

森木田裁判長が、令和2年7月2日の第17回口頭弁論期日において、法廷警察権に基づき、別件事件の当事者及び代理人弁護士のほか、抽選の結果、傍聴できることとなった者が実際に法廷に入ろうとするに際して、ブルーリボンバッジを含むメッセージ性のあるバッジ等を取り外さなければ入廷を認めないとの措置を執ったことは認める。

4 「第4 違法性」について

(1) 「1 ブルーリボンバッジの位置付け」について

ア 「裁判所が、」から始まる段落

大阪地裁堺支部長が、別件事件の当事者、代理人弁護士及び傍聴希望者らに対し、同支部敷地内においては、ブルーリボンバッジを含むメッセージ性のあるバッジ等を取り外すよう要請したり、中垣内裁判長及び森木田裁判長が、前記バッジ等を取り外さなければ入廷を認めないとの措置を執

ったりした理由の一つに、同事件の争点との関係でブルーリボンバッジにメッセージ性が認められると考えられたという点にあること、平成30年5月17日より前の口頭弁論期日において、別件原告又はその支援者と思われる者らが、メッセージ性のある缶バッジ等を着用していたこと、大阪地裁堺支部長が、平成30年3月8日以降、同事件の当事者、代理人弁護士及び傍聴希望者らに対し、メッセージ性のあるバッジ等を取り外すよう要請したことは認め、別件原告及びその支援者が缶バッジ等を着用していた趣旨が別件被告らに対する抗議にあったこと、別件被告らの支援者が、別件原告及びその支援者に対抗するために缶バッジを準備したことは不知、別件被告らの支援者が、別件原告及びその支援者が缶バッジを着用するのをやめさせるように裁判所に要求したことは否認する。なお、メッセージ性のあるバッジ等については、大阪地裁堺支部の警備担当者において、同支部敷地内で着用していた者を発見したときは、その都度取り外しを求めており、着用者は要請に応じて取り外していた。

イ 「しかし、」から始まる段落

ブルーリボンバッジが拉致被害者の救出を求める国民運動の象徴であることは認め、原告らが、同バッジを別件事件のために着用したものではなく、日常的に着用していることは不知。

ウ 「別件事件の傍聴者の中には」から始まる段落

別件事件の傍聴者の中には、常にブルーリボンバッジを着用している者が、原告南木以外にも大勢いたこと、これらの者がブルーリボンバッジを着用していた意図は不知。

エ 「別件事件の被告である」から始まる段落

原告今井がブルーリボンバッジを取り外した際と同原告の内心は不知。

オ 「別件事件でも」から始まる段落

別件事件に関して、裁判長が、平成30年5月17日より前の口頭弁論

期日において、ブルーリボンバッジの着用をとがめていないことは認める。ただし、同年3月8日、大阪地裁堺支部長は、別件事件の第10回口頭弁論期日の開廷前、同支部敷地内において、裁判所職員を通じて、同事件の傍聴希望者らに対し、同支部敷地内においてはメッセージ性のあるバッジ等を取り外すよう要請している。

カ 「また、原告南木は、」から始まる段落

不知。

(2) 「2 裁判官も拉致対処法を守らなければならない。」について

ア 「ブルーリボンバッジは」から始まる段落

ブルーリボンバッジが拉致被害者の救出を求める国民運動の象徴であることは認める。

イ 「総理大臣や」から始まる段落

総理大臣や閣僚の多くがブルーリボンバッジを着用していること、弁護士バッジについて、法廷での着用が許されていることは認め、ブルーリボンバッジについて、国会内でも、宮中においてもその着用をとがめられることはないこと、ブルーリボンバッジが広く着用されていることは不知。

第2 事案の概要

本件は、原告らが、別件事件の口頭弁論期日に出廷又はこれを傍聴するに際し、大阪地裁堺支部長が、同支部敷地内においてブルーリボンバッジを取り外すよう要請したこと、及び同事件の裁判長が、前記バッジ等を取り外すことを求め、これを取り外さなければ法廷への入廷を認めないとの措置を執ったことにより、精神的な苦痛を受けたとして、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、被告に対し、それぞれ、130万円（慰謝料100万円及び弁護士費用30万円）並びに遅延損害金の支払を求める事案であると解される。

第3 事実経過等

1 別件事件の概要等

別件事件の概要は、その判決（労働判例1227号38ページ。乙第1号証）によれば、次のとおりである。

すなわち、別件事件は、同事件の被告フジ住宅株式会社（以下「別件被告会社」という。）に雇用され、大韓民国（以下「韓国」という。）の国籍を有する別件原告が、別件被告らから、①韓国人等を誹謗中傷する旨の人種差別や民族差別を内容とする政治的見解が記載された資料が職場で大量に配布されてその閲読を余儀なくされ、②都道府県の教育委員会が開催する教科書展示会へ参加した上で別件被告ら（別件被告会社及び原告今井）が支持する教科書の採択を求める旨のアンケートを提出することを余儀なくされたほか、③前記①及び②が違法であるとして同事件を提起したところ別件原告の訴えを誹謗中傷する旨の従業員の感想文が職場で配布されたことにより報復的非難を受け、これらにより別件原告の人格権ないし人格的利益が侵害された、などと主張して、別件被告会社の代表取締役会長である原告今井に対しては、民法709条に基づいて、別件被告会社に対しては、会社法350条等に基づいて、いずれも損害賠償として連帯して慰謝料及び弁護士費用の合計3300万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

別件事件は、大阪地裁堺支部において平成27年11月12日に第1回口頭弁論期日が開かれ、令和2年7月2日の第18回口頭弁論期日において判決の言渡しがされたものであるところ、現在、その控訴審が大阪高等裁判所に係属している。

2 別件事件の審理の経過等

(1) 平成30年3月8日（第10回口頭弁論期日）

大阪地裁堺支部の庁舎管理権者である大阪地裁堺支部長（中垣内健治裁判

官。当時)は、同日、別件事件の口頭弁論期日の開廷前、同支部敷地内において、別件事件の各当事者の支援者と思われる者らがそれぞれメッセージ性のあるバッジ等を着用するなどしていたことを受け、裁判所職員を通じ、同事件の傍聴希望者らに対し、同支部敷地内においてはメッセージ性のあるバッジ等を取り外すよう要請した。別件事件の各当事者の支援者と思われる者らは、双方とも、前記要請に応じて、メッセージ性のあるバッジ等を取り外した。

(2) 平成30年5月17日(第11回口頭弁論期日)

大阪地裁堺支部長は、別件事件の第11回口頭弁論期日の実施に先立ち、庁舎管理権に基づき、同事件の当事者、代理人弁護士及び同期日の傍聴希望者らに対し、裁判所職員を通じ、同支部敷地内においてはメッセージ性のあるバッジ等を取り外すよう要請した。

そのような中、別件事件の口頭弁論期日の開廷前、大阪地裁堺支部敷地内において、別件原告の支援者と思われる者が、別件被告らの支援者と思われる者に対し、同人らが着用していたブルーリボンバッジを取り外すよう求めるなどするいさかいが生じた(この点について、原告らは「嫌がらせ」と表現する。)。また、同日の口頭弁論期日のために傍聴券の抽選をした際、別件被告らの支援者と思われる者がブルーリボンバッジを着用していたことから、別件原告の支援者と思われる者から不公平であるとの指摘がされた。

そこで、大阪地裁堺支部長は、庁舎管理権に基づき、別件被告らの支援者と思われる者に対し、裁判所職員を通じ、同支部敷地内においてはブルーリボンバッジを取り外すよう要請した。

(3) 平成30年8月2日(第12回口頭弁論期日)

ア 別件事件を担当する裁判所書記官は、中垣内裁判長の指示を受け、法廷警察権に基づき、口頭弁論期日の前日(同月1日)、同事件の各当事者の代理人弁護士を通じて、同事件の当事者、代理人弁護士及び傍聴希望者ら

に対し、法廷内においてはメッセージ性のあるバッジ等を着用しないようあらかじめ要請した。

イ 大阪地裁堺支部長は、口頭弁論期日の当日（同月2日）、同期日の実施に先立ち、庁舎管理権に基づき、別件事件の当事者、代理人弁護士及び同期日の傍聴希望者らに対し、裁判所職員を通じ、同支部敷地内においてはメッセージ性のあるバッジ等を取り外すよう要請した。

(4) 平成30年11月1日（第13回口頭弁論期日）以降の口頭弁論期日

前記(3)以降、別件事件の口頭弁論期日は、平成30年11月1日（第13回）、令和元年5月16日（第14回）、同年7月18日（第15回）、同年10月31日（第16回・証拠調べ）に実施され、令和2年1月30日（第17回）の口頭弁論期日において弁論が終結した。これらの期日において、別件事件の裁判長である中垣内裁判長は、同事件の当事者及び代理人弁護士のほか、抽選の結果、傍聴できることとなった者に対し、法廷警察権に基づいて、同事件の法廷への入廷に当たっては、ブルーリボンバッジを含むメッセージ性のあるバッジ等を取り外さなければ入廷を認めないという措置を執った。

また、令和2年7月2日の第18回口頭弁論期日（判決言渡し期日）において、判決を言い渡した森木田裁判長は、前記と同様の措置を執った。

第4 被告の主張

1 国賠法1条1項の「違法」の意義

国賠法1条1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定するところ、一般の不法行為においては、他人の権利を侵害すること自体が許されず、権利ないし法益の侵害があるときには原則として違法性が認められるが、公権力の行使は、

国民の権利に対する侵害を内包することが多く、法の定める一定の要件と手続の下で国民の権利を侵害することが許容されているから、権利ないし法益の侵害があることをもって直ちに違法とすることはできず、同項の違法性は、権利ないし法益の侵害があることを前提とした上、当該公権力の行使が公務員の職務上の法的義務（公権力の行使に当たって遵守すべき行為規範）に違背するか否かによって判断されるべきである（職務行為基準説）。

したがって、国賠法1条1項にいう「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいうものと解される（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ，最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ）。

本件において原告らとの関係で問題となるのは、前記第3の2の要請ないし措置等のうち、大阪地裁堺支部長が原告らに対して同支部敷地内においてブルーボンバッジを取り外すよう要請したこと（以下「本件要請」という。）及び別件事件の裁判長が原告らに対して同事件の法廷への入廷に当たってはブルーボンバッジを取り外さなければ入廷を認めないという措置を執ったこと（以下「本件措置等」という。）であるので、以下、それぞれ検討する。

2 本件要請及び本件措置等に国賠法1条1項の違法がないこと

(1) はじめに

原告らは、訴状において、本件要請及び本件措置等がいずれも法廷警察権に基づくものであると主張するところ、本件措置等は、法廷警察権に基づくものであるが、本件要請は、大阪地裁堺支部の庁舎管理権者である大阪地裁堺支部長の庁舎管理権に基づいてされたものである。

そこで、以下では、このことを前提に、本件要請及び本件措置等がいずれも違法でないことを述べる。

(2) 庁舎管理権及びこれに基づく規制について

裁判所における庁舎管理権は、国有財産法5条及び裁判所の庁舎等の管理に関する規程（昭和43年6月10日最高裁判所規程第4号。同年10月30日最高裁判所規程6号による改正。乙第2号証。以下「庁舎管理規程」という。）により認められており、同規程2条1項は、地方裁判所においては、地方裁判所長が管理者であると規定し、同条4項は、管理者は必要があると認めるときは、当該裁判所の職員にその事務の一部を委任又は代理させることができる」と規定する。大阪地裁堺支部においては、同支部支部長が、大阪地方裁判所長を代理する者と指定されている。

庁舎管理規程は、「裁判所の用に供する建物及び土地並びにこれらに付帯する工作物その他の施設における秩序の維持及び災害の防止等について、必要な事項を定め」たものである（同規程1条）ところ、同規程12条10号は、「はちまき、ゼツケン、腕章その他これらに類する物を着用する者」に対し退去命令等を命じ、同規程13条5号は、「はちまき、ゼツケン、腕章その他これらに類する物」の撤去等を命じる旨規定している。

以上にみた権能は、裁判所の中立性、公平性の要請に基づくものである。すなわち、裁判所庁舎内においては、正規の訴訟手続によるのではない限り、政治的、社会的、商業的なもののいずれであるかを問わず、一切の宣伝活動は、その場にふさわしくないものとして禁止されていると解するのが相当である。法廷は、理性に基づき、事実を発見して法を適用する場であり、これを取り巻く環境は、静謐であることが必要であって、前記のような宣伝活動等を放置することは、裁判の公平性、妥当性に対する国民への不信感を募らせ、ひいては司法そのものへの信頼を損なうことにもなりかねず、このような事態を招くことは、裁判所の中立性を考えた場合、回避しなければならないというべきである（永井敏雄「庁舎管理権と裁判所」・警察学論集31巻9号116ページ以下〔乙第3号証〕）。

以上のような趣旨に基づき、庁舎管理規程が規定されたものであって、裁

判所庁舎の庁舎管理権者は、庁舎管理権に基づき、「はちまき、ゼツケン、腕章その他これらに類する物」について所定の規制をする権能を有するものである。また、具体的な状況においていかなる程度の規制を実施するかは、庁舎管理権者の裁量に委ねられていると解するのが相当である。

(3) 法廷警察権及びこれに基づく規制について

法廷を主宰する裁判長（開廷をした一人の裁判官を含む。以下同じ。）には、裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対して、法廷の秩序を維持するため相当な処分をする権限が付与されている（裁判所法71条）。この法廷警察権は、法廷における訴訟の運営に対する傍聴人等の妨害を抑制、排除し、適正かつ迅速な裁判の実現という憲法上の要請を満たすために裁判長に付与された権限である。しかも、裁判所の職務の執行を妨げたり、法廷の秩序を乱したりする行為は、裁判の各場面において様々な形で現れ得るものであり、法廷警察権は、このような各場面において、その都度、これに即応して適切に行使されなければならないことに鑑みれば、その行使は、当該法廷の状況等を最も的確に把握し得る立場にあり、かつ、訴訟の進行に全責任をもつ裁判長の広範な裁量に委ねられてしかるべきものというべきである。以上のような法廷警察権の趣旨、目的、更に遡って法の支配の精神に照らせば、その行使の要否、執るべき措置に当たっての裁判長の判断は、最大限に尊重されなければならない。したがって、それに基づく裁判長の措置は、それが法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの特段の事情のない限り、国賠法1条1項の規定にいう違法な公権力の行使ということとはできないものと解するのが相当である（最高裁平成元年3月8日大法廷判決・民集43巻2号89ページ参照）。

(4) 本件要請及び本件措置等が違法でないこと

別件事件においては、前記第3の1のとおり、別件被告らが、韓国人等を誹謗中傷する旨の人種差別や民族差別を内容とする政治的見解が記載された

資料を職場で大量に配布し、韓国国籍を有する別件原告にその閲読を余儀なくさせたことについての違法性などが争点とされていた。このような別件事件において、同事件の各当事者やそれぞれの支援者らが相手方に対抗する意図でメッセージ性のあるバッジ等を着用することは、庁舎内及び法廷内においていさかいを生じさせかねない行為であった。そして、前記第3の2(1)のとおり、平成30年3月8日、別件事件の第10回口頭弁論期日の開廷前、大阪地裁堺支部の敷地内において、別件事件の各当事者の支援者と思われる者らがそれぞれメッセージ性のあるバッジ等を着用するなどしていたことから、大阪地裁堺支部長は、同事件の傍聴希望者らに対し、同支部敷地内においてはメッセージ性のあるバッジ等を取り外すよう要請し、同事件の各当事者の支援者と思われる者らは双方とも前記バッジ等を取り外した。ところが、前記第3の2(2)のとおり、平成30年5月17日の第11回口頭弁論期日の開廷前、別件被告らの支援者と思われる者らが、大阪地裁堺支部敷地内において、ブルーリボンバッジを着用していた。別件被告らやその支援者らが、北朝鮮における拉致問題の解決の決意を表すブルーリボンバッジを着用するということは、別件原告の主張に対抗する趣旨と受け止められる可能性があり、現に、前記第3の2(2)のとおり、同日の口頭弁論期日のために傍聴券の抽選をした際、別件原告の支援者と思われる者から別件被告らの支援者と思われる者がブルーリボンバッジを着用することは不公平であるとの指摘がされるなどした。そこで、大阪地裁堺支部長は、同期日の開廷前に、別件被告らの支援者らと思われる者に対し、裁判所職員を通じ、庁舎管理権に基づき、同支部敷地内においてはブルーリボンバッジを取り外すよう要請するとともに、同年8月2日の第12回口頭弁論期日の開廷前に、別件事件の当事者、代理人弁護士及び傍聴希望者らに対し、裁判所職員を通じ、庁舎管理権に基づき、同支部敷地内においてはメッセージ性のあるバッジ等を取り外すよう要請した。

また、前記第3の2(3)アのとおり、中垣内裁判長は、法廷内の秩序を維持するために、法廷警察権に基づき、別件事件の各当事者の代理人弁護士を通じて、同事件の当事者、代理人弁護士及び傍聴希望者らに対し、法廷内においてはメッセージ性のあるバッジ等を着用しないよう要請し、さらに、前記第3の2(4)のとおり、中垣内裁判長及び森木田裁判長は、それぞれ、法廷警察権に基づき、前記バッジ等を取り外さなければ、同事件の法廷への入廷を認めないという措置を執った。

このような、メッセージ性のあるバッジ等の着用を巡る当事者やその支援者間の具体的な対立状況、及び同事件の争点を前提としたときのブルーリボンバッジの持つ意味に照らすと、別件事件の被告ら及びその支援者と思われる者等について、ブルーリボンバッジの着用を認めることは、別件原告及びその支援者らに対し、裁判所に対する中立性、公平性に疑念を抱かせることになりかねず、ひいては当事者間同士の喧嘩にもつながる可能性があり、その結果として、庁舎内及び法廷の秩序をみだす蓋然性が高かったものである。

したがって、大阪地裁堺支部長が庁舎管理権に基づいて本件要請をしたことについては、庁舎管理規程に基づくその裁量の範囲内のものであるといえる。また、中垣内裁判長及び森木田裁判長が法廷警察権に基づいて講じた本件措置等について、法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの特段の事情があったとは認められない。

以上のとおり、本件要請及び本件措置等は、国賠法1条1項の適用上何ら違法の問題を生じない。

第5 結語

以上のとおり、原告らの請求は理由がないから、いずれも速やかに棄却されるべきである。

以上